

令和4年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置等の状況報告一覧（令和5年度） 監査テーマ「学校教育に関する事務の執行について」

No.	頁	指摘/ 意見No.	項目1	項目2	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等 (令和6年2月26日時点)	対応状 況区分
1	31	指摘1	第2 外部 監査の結果	2 いじめ	市いじめ防止基本方針においては、教育委員会が、学校いじめ防止基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表することとなっている。しかしながら実際には、学校いじめ防止基本方針の策定状況の公表は行われていない。教育委員会は、本市ホームページなどにおいて、学校いじめ防止基本方針を一覧できる形で公表するなどの対応を検討するべきである	人権・ こども 支援課	高知市立学校における学校いじめ防止基本方針（以下基本方針）の策定状況を確認したところ、令和5年8月時点で全ての学校が基本方針を策定済でした。 現在、高知市立学校に対して意見1に関する箇所について基本方針の修正を求めており、修正完了後の令和6年3月以後、順次各学校のホームページに基本方針を掲載する予定です。 市いじめ防止基本方針では「各学校のホームページへの掲載その他の方法により保護者や地域住民がその内容を容易に確認できる措置を講ずること」となっており、令和5年度中に人権・こども支援課のホームページで各学校のホームページに基本方針が掲載されていることを公表する予定です。	対応中
2	31	意見1	第2 外部 監査の結果	2 いじめ	教育委員会においては、学校いじめ防止基本方針が、市いじめ防止基本方針の定める上記6項目を盛り込んだものとなっているか、いじめ防止に関する具体的な取組が年間計画に正確に位置付けられているかを改めて確認し、問題があれば、市いじめ防止基本方針に沿う内容に「学校いじめ防止基本方針」の改定をするよう指導することが望ましい	人権・ こども 支援課	高知市立学校の全ての基本方針に「市いじめ防止基本方針にある6項目が盛り込まれているかどうか」、「いじめ防止に関する具体的な取組が年間計画に正確に位置付けられているか」について確認を行い、修正が必要な高知市立学校に対して基本方針の修正を求めております。修正は令和6年2月末に完了する予定です。	対応中
3	31	意見2	第2 外部 監査の結果	2 いじめ	市いじめ防止基本方針において、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織を活用して行うものとされているところ、学校いじめ対策組織での議事録の作成は、いじめ事案への対応に関する事後的な検証にあたり必要不可欠なものである。教育委員会は、学校に対し、議事録の作成を行うよう周知徹底することが望ましい	人権・ こども 支援課	校長会や各学校の校内研修において、学校いじめ対策組織の議事録を作成・保管するよう、指導を行いました。 また、教育委員会において、学校いじめ対策組織の議事録のほか、アンケート調査や聴き取り調査の記録の保管等について盛り込んだ基本方針の記載例等の資料を作成し、令和5年11月2日の校長会で説明及び周知を行いました。その後、令和5年11月6日付けで高知市立学校に通知及び配付をしました。 実施日：令和5年11月6日	措置報 告済

No.	頁	指摘/ 意見No.	項目 1	項目 2	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等 (令和6年2月26日時点)	対応状 況区分
4	32	意見3	第2 外部 監査の結果	2 いじめ	個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましいとされている。本市は、重大事態の調査に係る記録やいじめ事案の調査に関する記録について、どのような資料を、何年間、どこでどのように保存し、廃棄するのかについて明確な定めは存在しない。重大事態の検証は、同種事案の予防に不可欠であり、重大事態に関する調査記録の保存は重要である。教育委員会は、いじめ事案の調査記録に関し、保存すべき記録の範囲、保存年限、廃棄方法につき別途規定を設けることが望ましい	人権・ こども 支援課	いじめ事案の調査記録に関し、保存すべき記録の範囲、保存年限、廃棄方法について、本市教育委員会が調査したいじめ事案の記録は、高知市教育委員会文書管理規程及び高知市公文規程に則した対応とします。学校が調査したいじめの事案の記録については、明確な定めがなかったため、高知市立学校文書取扱要綱にいじめ事案の文書管理に関する項目を盛り込むため、改正にかかる事務手続きを進めています。	検討中
5	56	意見4	第2 外部 監査の結果	3 不登校	不登校児童生徒に対する経済的支援の実施について、例えば、鳥取市では、一定の基準を満たしたフリースクールに通所する児童生徒の保護者のうち、収入や居住場所などの要件を満たす者に対し、通所費、通所に係る交通費及び実習費などについて助成する制度を設けている。また、佐賀県江北町では、フリースクールへの入学準備金として2万円、学費と交通費については、併せて月額4万円を上限に奨学金として交付する奨学金制度を設けている。本市においても、経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒が、フリースクールなど学校以外の場で学習を行う場合の経済的支援について検討することが望ましい	教育研 究所	本市において、同様の補助が可能となるような制度については、健康福祉部福祉管理課によりますと、「現在までに支援を行った実績はないですが、生活保護法による教育扶助においては、身体的、地理的条件等により、自転車等で通学できない場合等、限定的な条件の下、最小限度の交通費が支給できることになっています。しかし、フリースクールへ通う児童生徒に支給が可能かどうか、国からの明確な通知が出されていないため、現状での対応は困難と考えています。」ということです。教育委員会においても、学校以外の場で学習を行う場合の経済的支援について国の動向に注視するとともに、引き続き、他課との連携を図ってまいります。	措置報 告済
6	56	意見5	第2 外部 監査の結果	3 不登校	不登校児童生徒の保護者に対し、不登校児童生徒に対する支援を行う機関や保護者の会などに関する情報提供、指導要録上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱い制度を周知することについて、教育委員会が特段の周知方法を採用している事実は確認できなかった。教育委員会は、このような情報提供や制度の具体的な周知方法につき、検討することが望ましい	教育研 究所	令和5年度から、教育支援センターみらいにおいて、不登校に悩んでいる保護者のみならず、子育てに悩んでいる全ての保護者を対象に、子育てで気を付けたいことや、子どもとの関係で悩んだ時のヒント、相談窓口等の情報を伝える「子育て通信 子どもたちの笑顔のために」を作成し、家庭連絡システムを用いたデジタルでの配信等の取組を進めています。今後においても、不登校対応の重点月を中心に、高知市立学校の全家庭に届け、不登校を含めた子育て等の悩みについて相談や支援ができるよう努めてまいります。	措置報 告済

No.	頁	指摘/ 意見No.	項目 1	項目 2	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等 (令和6年2月26日時点)	対応状 況区分
7	56	意見6	第2 外部 監査の結果	3 不登校	本市では、自宅においてICTなどを活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いに関しては、在籍校の校長が判断を行うことになっているため、その判断は必ずしも容易ではない。教育委員会において、児童生徒の指導要録上の出席扱いにつき、適切・有効であると判断する場合の画一的な基準・目安を作成することが望ましい	教育研 究所	教育委員会において、「不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドライン」を策定し、令和5年6月1日に、高知市立学校へ周知を図っております。ガイドラインでは、「指導要録上の出席扱い」とする判断の要件を明記しており、それをもとに、校長は指導要録上出席扱いすることについて判断するようになっております。	措置報 告済
8	72	意見7	第2 外部 監査の結果	4 就学援 助制度	就学援助費の返還については、担当責任者や返還手続きを定めた規定がなく、原則として、学校現場の教職員が、保護者に対して返還を求めている。毎年のが就学援助費の返還発生件数は、200名を超え、令和2年度に至っては、300名を超えているところ、このような教職員の負担は小さくない。返還事務に関して、手引きなどを作成し、教育委員会が一元的に管理する制度設計を検討することが望ましい	青少 年・事 務管理 課	就学援助の返還は、支給費目により実際の返還者数が異なります。全体件数の約75パーセントは給食の精算による返還であり、これは学校内部での精算処理で完結し、保護者との折衝は生じません。残りの約25パーセントは資格終了に伴うもので保護者への返還請求が生じるものです。 案件ごとに返還の方法や学校・保護者の意向等を確認し、学校が窓口となることが保護者の利便につながるケースや年度を超えるものは教育委員会が一元的に管理し、返還請求を行うことといたしました。また、令和6年度から事務手引きに記載することを予定しております。	対応中
9	72	意見8	第2 外部 監査の結果	4 就学援 助制度	世帯所得が、認定上限収入を超過する場合には、就学援助申請は却下されるところ、認定上限収入の基礎となる需要額の算定方法を、申請者が、申請に際して十分に理解することは困難である。また、却下通知書には、認定上限収入の判定計算明細を記載してはいるものの、世帯別需要額及び個人別需要額の算定方法については明示されておらず、申請者においてこれを十分に検証することは難しい（なお、需要額の計算根拠となる、生活保護法による保護の基準について、他の地方公共団体ではホームページなどで公表している場合があるものの、本市においては公表されていない。）。認定上限収入の計算方法については、申請者にとっても、計算及び検証が可能な程度に、算定式及びその根拠を公表することが望ましい	青少 年・事 務管理 課	令和5年から需要額の計算方法についての説明文書を作成し、却下通知書に同封するよういたしました。また、令和5年度中に同じ内容をホームページにも掲載することを予定しております。	対応中

No.	頁	指摘/ 意見No.	項目 1	項目 2	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等 (令和6年2月26日時点)	対応状 況区分
10	73	意見9	第2 外部 監査の結果	4 就学援 助制度	再審査請求書の書式は、請求理由として、家計急変や、離職・転職・休職（育児休暇・療養休暇など）により前年に比べて今年の所得が著しく減少する見込みであるため、及び、就学援助で判定された世帯の構成が事実と異なるため、の2点のみを挙げているところ、当初の審査が、世帯構成、申請の理由、収入状況などの総合判断であれば、これらの理由以外による再審査請求もありうるはずである。援助規則上も、再審査請求の理由を限定する規定はない。再審査請求の理由を限定するような誤解を与えぬよう、再審査請求書の書式は、改訂することが望ましい	青少年・事務管理課	令和5年度認定分から、再審査請求書の様式を改訂し、所得状況と世帯構成の相違以外の理由でも再審査請求を行えるようにいたしました。	措置報 告済
11	89	指摘2	第2 外部 監査の結果	5 教員の 労務管理	商業高校教員の時間外勤務は、超勤3項目の業務で、かつ臨時または緊急のやむを得ない場合に限り、従事させることができる。教育委員会及び校長は、教員をかかえる業務に従事させるためには、 <u>超過勤務命令を発出しなければならないことを今一度徹底する必要がある。また、時間外勤務を行った場合には、その内容を教員に報告させ、実態を調査するなど、時間外勤務の実態の把握をする必要がある</u>	高知商業高等学校	教育委員会から校長に対して、時間外勤務を命ずる場合は、超勤3項目の業務で、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限り当該業務に従事させることができることを今一度確認しました。時間外勤務は超勤3項目の業務に限り命令するため、命令時にはその業務の内容を把握しており、業務終了後は従事時間や内容について従事者からの申請により確認をします。	措置報 告済
12	89	指摘3	第2 外部 監査の結果	5 教員の 労務管理	在校等時間が新たに設けられ、その上限規制も設けられたことから、教育委員会及び学校は、在校等時間の把握を正確に行う必要がある。特に、校外において職務として行う研修時間や、児童生徒の引率等の職務に従事している時間、在校等時間から除外される勤務時間外における自己研鑽の時間その他業務外の時間については、大半が教員の自己申告となることが想定される。教育委員会は、在校等時間に含まれる校務の整理、在校等時間の算定方法、教員の自己申告による場合の自己申告方法や在校等時間における勤務実態の把握方法について検討し、学校への周知を徹底すべきである	高知商業高等学校	高知商業高等学校教育職員の在校等時間の実態把握については、より効率的な手続きで実態把握ができるように、その方法を検討してまいります。	検討中

No.	頁	指摘/ 意見No.	項目 1	項目 2	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等 (令和6年2月26日時点)	対応状 況区分
13	90	指摘4	第2 外部 監査の結果	5 教員の 労務管理	労働安全衛生法上の超過勤務情報における労働時間の計算方法が誤っている。商業高校は、休憩時間は考慮せず、単に、出退勤オンライン打刻による「出勤」及び「退勤」時間から、所定労働時間の始業時刻及び終業時刻を超過する労働時間を1か月合算したものを、時間外勤務時間として計算しているところ、正しくは上述した算定式のとおり、「休憩時間を除き1週間あたり40時間を超えて労働をさせた場合におけるその超えた時間」を計算しなければならない。超過勤務情報の基礎となる当該労働時間を正しい算定方法で算出する必要がある	高知商業高等学校	在校等時間の実態を把握するための効率的な方法を検討するとともに、正規の勤務時間外在校等時間の算出についても正しい算定方法で算出するよう検討してまいります。	検討中
14	90	意見10	第2 外部 監査の結果	5 教員の 労務管理	労働安全衛生法上の超過勤務情報を通知するにあたっては、面接指導を行う場合の実施方法や時期などの案内も併せて行うことが望ましい	高知商業高等学校	平成30年度から、超過勤務情報を知らせるとともに、面接指導の案内も併せて行っております。	措置報告済
15	109	指摘5	第2 外部 監査の結果	6 学校集 金	生徒会費名目で集金しながら、当該会計科目から、PTA会費科目に振り替えた上で、PTA会費として支出している学校があった。このような取扱いは、「学校集金の各会計間の流用は、行ってはならない。」(学校集金要綱第13条第1項)に反するものである。教育委員会は、各学校の会計科目の整理状況を今一度確認した上で、学校集金要綱の遵守を徹底させるべきである	学校教育課	指摘事項にある運用が見られた学校については、監査報告があった後速やかに学校長に対して改善を図るよう求めました。二つの会計科目における支出項目に共通した類似の内容があったため、統合して支出する形になっていたことが原因であり、同様の運用について各学校に周知した上で学校集金要綱の遵守についても校長会等を通じて徹底を図りました。	措置報告済
16	109	意見11	第2 外部 監査の結果	6 学校集 金	当該会計科目の利用目的とは異なる用途で預金口座を利用していた学校があった。教育委員会は、各学校に対して、会計処理をより明確に行い、使用されていない預金口座がある場合は直ちに解約するよう指導することが望ましい	学校教育課	利用口座の明確化とともに、使用されていない預金口座については、解約するよう校長会等を通じて周知いたしました。	措置報告済

No.	頁	指摘/ 意見No.	項目 1	項目 2	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等 (令和6年2月26日時点)	対応状 況区分
17	110	意見12	第2 外部 監査の結果	6 学校集 金	預金通帳、金融機関届出印及び現金を保管する金庫につき、当該金庫を解錠するための鍵の管理が不十分な学校があった。教育委員会は、各学校に対して、重要な鍵については、管理職や会計事務担当者のみがアクセス可能な状態で管理するよう指導することが望ましい	学校教育課	重要な鍵の管理について、担当者をできるだけ少数に限定して運用するとともに、保管場所を安全な場所にするなどの対応を校長会等を通じて周知いたしました。	措置報 告済
18	110	意見13	第2 外部 監査の結果	6 学校集 金	学校集金用の預金口座間で出金及び預入れをする際に、口座振込ではなく、現金で引き出した上で、他の金融機関まで持参し、当該金融機関の預金口座へ入金する運用を行っている学校が散見された。紛失や盗難リスクのある方法であり、学校集金の管理として不適切である。教育委員会は、各学校に対して、学校集金用の口座間の資金移動は、現金によることなく、口座振込とするよう指導することが望ましい	学校教育課	可能な限り現金での取り扱いを控えるとともに、利用金融機関の統一を図るなどの対応を校長会等を通じて周知いたしました。	措置報 告済
19	110	意見14	第2 外部 監査の結果	6 学校集 金	学校集金を現金で受領する際、統合型校務支援システムには、会計事務担当者が、受領した現金を預金口座に入金した日付しか記録が残らない。教育委員会は、各学校に対して、現金を受領した際には、児童生徒に対し預かり日を記入した預かり証を発行し、学校においてその預かり証の控えを保管する取扱いをするよう指導することが望ましい	学校教育課	集金についてはできるだけ現金での取り扱いを控えるようにしているところですが、個人の都合等でやむを得ず現金での取り扱いがある場合には収受の記録を残すよう、校長会等を通じて周知いたしました。	措置報 告済
20	110	意見15	第2 外部 監査の結果	6 学校集 金	金庫や耐火書庫の内容物や出し入れの記録を付けていない学校がほとんどであった。教育委員会は、各学校に対して、預金通帳、届出印、現金その他貴重品については、内容物や出し入れの記録を作成し保存するよう指導することが望ましい	学校教育課	金庫や耐火書庫に収納する内容物の精選を図るとともに、取扱担当者を少数に限定して運用し、貴重品の出入庫については記録を残すよう校長会等を通じて周知いたしました。	措置報 告済

No.	頁	指摘/ 意見No.	項目 1	項目 2	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等 (令和6年2月26日時点)	対応状 況区分
21	118	指摘6	第2 外部 監査の結果	7 G I G Aスクール 構想事業	ICT支援員は、全学校数60校に対して、2名が配置されているにすぎない。速やかに支援員を増員するための措置を検討するべきである	学校環 境整備 課	文部科学省は、情報通信技術支援員（ICT支援員）を4校に1人配置することを目標とし、地方財政措置を講じています。本市でも2名の配置では学校への支援が十分でないと考えており、予算の確保等、課題の整理を行いながら、ICT支援員2名を雇用している教育研究所とともに検討を進めてまいります。	検討中
22	118	意見16	第2 外部 監査の結果	7 G I G Aスクール 構想事業	巨額の更新費用が予想されるタブレット端末について、本市は、今後の設備点検費用、管理費用及び更新費用につき、明確な見通しを持っていない。早急に対策及び整備計画を検討することが望ましい	学校環 境整備 課	文部科学省は各都道府県に基金を創設し、端末更新を進める方針を本年11月に決定しました。このことを受けて、本市では、令和7年度当初に予算要求を行い、機器更新を行う更新計画を立てております。	措置報 告済
23	138	指摘7	第2 外部 監査の結果	8 学校施 設の維持管 理	長寿命化計画に定められた実施計画については、計画とおりに実施されていない。長寿命化計画は、令和2年6月に作成されたものであるが、本市の実情に見合った形で、改築、長寿命化改修工事、大規模改造工事の内容や見通しについて、十分検討がなされた上で作成されたのか疑問がある。長寿命化計画には、長寿命化を実行した場合の今後の学校施設の維持・更新コストの記載があるが、令和3年度に実施された改築工事は0件、長寿命化改修工事は1件、令和4年度の改築や長寿命化改修工事予算は0であり、【今後の維持・更新コスト（長寿命化型）平準後】の目標数値が達成される見込みは殆どない。本市の財政事情からして、国の補助金事業に紐づけて改修工事を計画することには止むを得ない側面があることは理解できるが、大規模工事が難しい場合でも、部位補修を速やかに行うべき箇所を優先的に選別し、順次補修を行うことで対応するなど、よりきめ細やかな対応を行うことで、学校施設のさらなる長寿命化を表現することは可能であると思われる。改築、長寿命化改修工事、大規模改造工事及び部位補修工事のそれぞれにつき、今一度、工事内容、工事計画及び工事条件を再度検討し、本市の実情に見合った長寿命化計画の実施計画を策定するべきである	学校環 境整備 課	令和2年5月に策定した「高知市立学校施設長寿命化計画」は、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」に基づき策定したものであるが、棟ごとの改修工事履歴等を反映したものはなっておらず、ご指摘のとおり、本市の実情に見合ったものとはなっていませんでした。したがって、より実効性の高い計画とするため、各学校施設の棟ごとに老朽化状況や改修履歴等の現状を把握し、学校ごとの児童・生徒数及び学級数の推計を踏まえ、事業対象とする棟について整理等を行ってまいります。	対応中

No.	頁	指摘/ 意見No.	項目 1	項目 2	指摘事項及び意見	該当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等 (令和6年2月26日時点)	対応状 況区分
24	138	意見17	第2 外部 監査の結果	8 学校施 設の維持管 理	点検リストについて、点検結果記載欄のいずれかに○を付する際に、施設に劣化があるにもかかわらず、異常が認められない、または対策済みを表すAに○が付けられているものが散見された。また、同じ学校であっても、年度毎に点検を実施した棟名に差異が見受けられた。教育委員会は、なるべく画一的かつ学校施設の実態を正確に反映した様式を作成し、学校側の裁量の余地の少ない記載が可能となるよう点検リストの様式を工夫するとともに、教育委員会が抜き打ち的に調査を行うなど、点検リストの正確性を担保する施策を実施することが望ましい。また、点検リストの提出を受けた際には、教育委員会が学校に対してフィードバックを行い、劣化が進行している箇所は対応方針を学校と協議するなど、学校側がより正確な点検リストを提出するメリットを享受できるよう、点検リストの取扱いにつき、あわせて検討することが望ましい	学校環 境整備 課	<p>これまでは、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（文部科学省）に沿った点検」を実施していたが、今年度からは、令和5年3月に運用が開始された高知市公共施設自主点検マニュアル（財務部財産政策課）に沿って、年2回の「定期点検」と、日常的に施設の異常が無いかを点検する「日常点検」を全庁的に実施することになりました。当該点検は全庁的に画一化された様式であることから、前回提出されたものを次回点検時に更新していくことで、学校ごとの差異は縮小されると思われます。</p> <p>なお、提出された点検報告については、課内の各学校担当者が内容を把握した上で、予算の範囲内で優先度をつけて対応することとしています。</p> <p>また、施設運営のため緊急的な修繕が必要な箇所については、適宜学校と協議の上、速やかな対応を行ってまいります。</p>	対応中
25	145	意見18	第2 外部 監査の結果	9 物品の 管理	消耗品の中には、文房具類のように短期間に高頻度で消耗されることが想定され、1個当たりの金額が数百円のものから、キャビネットや会議机のように、ある程度長期間の利用が想定され、金額が数万円のものまで多種多様である。1万円未満の「その他消耗品」についてまで、管理簿を作成し全てにラベルで標示することは、学校現場の負担を考慮しても現実的ではないが、学校現場において、ある程度長期間の利用が想定され（減価償却資産の耐用年数などを参考にすることも一案である。）、かつ、価額が数万円を超えるような比較的高価な消耗品については、別途管理簿を作成して管理することを再検討することが望ましい	学校環 境整備 課	<p>平成25年度に備品とみなすものの基準額が「1万円以上」から「10万円以上」に変更された後も、学校では比較的高価な消耗品については、管理のためにラベルを作成してきたが、全庁的に見てもこれは学校独自のものです。</p> <p>今後は、高知市物品会計規則に基づいて適正に管理を行ってまいります。</p>	措置報 告済

令和4年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置等の状況報告一覧（令和5年度）
 監査テーマ「学校教育に関する事務の執行について」

No.	頁	指摘/ 意見No.	項目2	該当課	各課への照会結果 (指摘=●, 意見=○)				
					検討 中	対応 中	対応 済	措置 報告 済	対応 困難
1	31	指摘1	2 いじめ	人権・こども支援課		●			
2	31	意見1	2 いじめ	人権・こども支援課		○			
3	31	意見2	2 いじめ	人権・こども支援課				○	
4	32	意見3	2 いじめ	人権・こども支援課	○				
5	56	意見4	3 不登校	教育研究所				○	
6	56	意見5	3 不登校	教育研究所				○	
7	56	意見6	3 不登校	教育研究所				○	
8	72	意見7	4 就学援助制度	青少年・事務管理課		○			
9	72	意見8	4 就学援助制度	青少年・事務管理課		○			
10	73	意見9	4 就学援助制度	青少年・事務管理課				○	
11	89	指摘2	5 教員の労務管理	高知商業高等学校				●	
12	89	指摘3	5 教員の労務管理	高知商業高等学校	●				
13	90	指摘4	5 教員の労務管理	高知商業高等学校	●				
14	90	意見10	5 教員の労務管理	高知商業高等学校				○	
15	109	指摘5	6 学校集金	学校教育課				●	
16	109	意見11	6 学校集金	学校教育課				○	
17	110	意見12	6 学校集金	学校教育課				○	

No.	頁	指摘/ 意見No.	項目2	該当課	検討 中	対応 中	対応 済	措置 報告 済	対応 困難
18	110	意見13	6 学校集金	学校教育課				○	
19	110	意見14	6 学校集金	学校教育課				○	
20	110	意見15	6 学校集金	学校教育課				○	
21	118	指摘6	7 G I G Aスクール 構想事業	学校環境整備課	●				
22	118	意見16	7 G I G Aスクール 構想事業	学校環境整備課				○	
23	138	指摘7	8 学校施設の維持管 理	学校環境整備課		●			
24	138	意見17	8 学校施設の維持管 理	学校環境整備課		○			
25	145	意見18	9 物品の管理	学校環境整備課				○	